

医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業（通学支援）に関する実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉県教育委員会（以下「県教委」という。）が、千葉県立特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒等の保護者の負担軽減及び学習保障のため、医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業の実施に関し、福祉タクシー等を利用する際に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該の各号の定めるところによる。

（1）訪問看護等事業者

訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等、医療的ケア児の医療的ケアに対応できる看護師等が所属している事業所をいう。

（2）看護師等

- ・対象となる児童生徒等の医療的ケアを実施できる訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等の看護師をいう。
- ・対象児童生徒等の医療的ケアを実施できる認定特定行為業務従事者の介護士をいう。

（3）福祉タクシー等事業者

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）について、同法の国土交通大臣の許可を受けた者、又は自家用有償旅客運送（福祉有償運送）について、同法の国土交通大臣の許可を受けた事業者をいう。

（4）医療的ケア

学校での教育活動において実施されている、在宅で安定して行われている特定行為及び特定行為以外の医行為またその連携行為をいう。

（5）通学

自宅その他これと同等のものとして、学校が認める場所（以下「自宅等」という。）から学校までの間の登下校をいう。

（対象者）

第3条 本事業の対象となる医療的ケア児は次のとおりとする。

（1）県立特別支援学校の通学籍に在籍する児童生徒等。

（2）通学中に医療的ケアが必要となるため、スクールバスによる通学が困難で、保護者が送迎している児童生徒等。

（3）継続的に登校できており、学校生活において日常的に安全な医療的ケアが実施できている児童生徒等。

- (4) 実施検討時、試走段階、実施段階において課題が確認された場合は中止することに保護者が同意している児童生徒等。
 - (5) 特別支援教育就学奨励費の受給を希望し、保護者が通学手段の現物支給に同意している児童生徒等
- 2 本事業の対象となる医療的ケアは、別紙1「医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業手続」(以下「別紙1」という。)4(2)のとおりとする。

(実施方法)

第4条 本事業では、通学時に福祉タクシー等事業者が準備した車両に、訪問看護等事業者から派遣された看護師等が乗車し、通学中に、必要に応じて看護師等が医療的ケア児に対し医療的ケア及び車両での状態の観察等(以下「医療的ケア等」という。)を実施する。

- 2 実施手続については別紙1のとおりとする。
- 3 看護師等及び福祉タクシー等車両運転手(以下「車両運転手」という。)の業務内容については、別紙2「医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業に係る看護師等及び車両運転手の主な業務内容及び注意事項」のとおりとする。

(契約)

第5条 本事業では、県教委が福祉タクシー等事業者及び訪問看護等事業者と契約する。

- 2 福祉タクシー等事業者及び訪問看護等事業者は保護者が選定し、本事業の説明及び協力を依頼する。

(遵守事項)

第6条 保護者は、本事業を利用するに当たり、県教委が定めた要綱等を遵守すること。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、県教委が別に定める。

(協議事項)

第8条 この要綱により難しい場合は、県教委と協議することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は令和6年5月17日から施行する。